

令和3年2月19日

各 社 会 福 祉 法 人 代 表 者 様  
各指定障害福祉サービス事業所管理者 様  
各指定障害児通所支援事業所管理者 様

広島県健康福祉局障害者支援課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10番52号)

「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県の対処方針」の  
一部改正について（通知）

本県では、広島市内を中心とした感染者の急増、県内全域にわたる拡大基調となるなど感染が拡大したため、昨年12月から、外出機会の削減や営業時間の短縮要請など、3次にわたる集中対策を実施してきました。その結果、感染の拡大は抑制され、現在、「警戒基準値」を下回る水準まで感染状況は改善しています。

こうした状況を踏まえ、感染拡大防止集中対策を終了し、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり一部改正しました。

については、各障害福祉施設等におかれましては、対処方針に基づき、引き続き感染拡大防止対策の徹底に取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。

○施行期日 令和3年2月22日（月）

県の対処方針の主な改正内容

(1) 県民に対する要請

- ・ 緊急事態措置の実施地域等との往来自粛
- ・ 飛沫感染防止のための物理的対策の導入店舗の利用
- ・ 家庭内における感染防止（取組の実践例を別紙に追加）
- ・ 誹謗中傷・差別の禁止（記載内容を具体化）

(2) 事業者に対する要請

- ・ 緊急事態措置の実施地域等との往来自粛
- ・ 飲食店等における飛沫感染防止のための物理的対策の導入及び利用の促進  
（アクリル板等のパーティションの導入促進）

(3) その他

- ・ PCR検査の集中実施（陽性者の早期発見による感染リンクの遮断）
- ・ 季節の行事等における感染防止の働きかけ（注意喚起を別紙に追加）

【添付資料】

○別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」

担 当 指導検査グループ  
電 話 082-513-3158 (ダイヤルイン)  
(担当者 片桐)